大樹町役場庁舎

建設基本構想

平成30年7月 大 樹 町



1 はじめに -これまでの経過-

現在の役場庁舎は、昭和48年10月に建設されており、築後45年が経過しております。

庁舎が抱える大きな問題として、昭和56年に施行された耐震基準を満たしておらず、平成15年9月の十勝沖地震(M8.0)においては、庁舎展望台が損壊するなどの被害に見舞われました。

平成21年及び29年に実施した庁舎耐震診断において、構造耐震指標は、0.6未満となっており、震度6強から震度7の地震時は、倒壊又は崩壊する危険性があるとの診断結果でした。

日本各地では、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など未曾有の自然災害が発生、多くの尊い人命が奪われる大災害が頻発しています。

災害発生時に防災拠点である自治体庁舎が被災して、災害対応や復興に迅速に対応できないなど大きな影響を及ぼしており、改めて災害対策機能や行政機能の確保を図るため、庁舎耐震化の重要性を認識することになりました。

また、老朽化による維持費の増大やエレベーター、多機能トイレの未設置など、高齢者や障がいのある方への配慮が十分でない状況となっています。

この様な情勢の中、町では現庁舎の耐震補強や新庁舎建設について、平成25年以前から検討会等を立上げ庁舎耐震化を検討してきました。

平成29年には、町内の有識者等による大樹町庁舎改築等検討委員会を設置、先進事例の視察など も含めた中で議論を行い、「新たな庁舎の整備を求める」との答申を受けて、有利な財源支援措置の ある平成32年度までに新庁舎を建設する方針を決定しました。

【構造耐震指標(Is值一覧】

階	X方向 (東西) 【Is値】	目標値 【Iso 値】	判定	Y 方向 (南北) 【Is値】	目標値 【Iso 値】	判定
塔屋 4~5通	3.237	1.00	OK	1.887	1.00	OK
塔屋1	1.232	1.00	OK	2.518	1.00	OK
4	0.470		NG	0.656		NG
3	0.348	0.75	NG	0.835	0.75	OK
2	0.313	0.75	NG	0.746	0.75	NG
1	0.517		NG	0.581		NG

(資料:平成29年1月実施の耐震診断結果)

構造耐震指標 (Is値)	地震に対する安全性			
0.3未満	倒壊又は崩壊する危険 性が高い。			
0.3以上0.6未満	倒壊又は崩壊する危険 性がある。			
0.6以上	倒壊又は崩壊する危険 性が低い。			

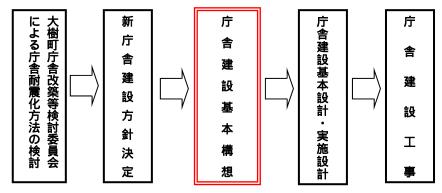
1: X方向・・・東西方向の揺れに対する耐震性能

2: Y方向・・・南北方向の揺れに対する耐震性能



2 基本構想の目的及び位置づけ

本構想は、役場新庁舎建設(以下「新庁舎」という。)を進めるにあたり、これまでの検討結果に沿って、基本的な考え方を示すものであり、今後の基本設計・実施設計において詳細を検討する際、指針となるものです。



3 新庁舎建設の基本的な考え方

町では、新庁舎建設にあたって、次の4項目を基本として進めて参ります。

住民サービス充実 (利用しやすい庁舎、人にやさしい庁舎)

ア 多機能トイレ、エレベーター設置やバリアフリー化など高齢者や障がい者に配慮したユニ バーサルデザイン機能の充実に努めます。

防災拠点の充実 (安全・安心な庁舎)

- ア 災害時においても、防災機能・行政機能が確保される様、非常用発電装置の設置など防災機能 の拡充に努めます。
- イ 防災行政無線設備更新(デジタル化)など、災害時の情報伝達手段の充実に努めます。

環境への配慮(環境にやさしい庁舎)

- ア 自然採光の利用、照明器具のLED化を図り、使用電力量の低減に努めます。
- イ CO2排出量削減を図るため、新エネルギー導入(木質ボイラー、太陽光発電)に努めます。 建設費用の抑制(町財政を考慮した庁舎)
- ア 必要最小限の建設面積による建設費抑制に努めます。

4 新庁舎の建設地の選定について

町では、以前より新庁舎を建設することとなった場合、庁舎の建設地について、議論を重ねてきました。

最終的には、現在の役場庁舎(以下「現庁舎」という。)敷地、旧特別養護老人ホーム敷地の2箇所を候補地として絞り、何れを新庁舎建設地とすべきか検討を行ってきましたが、次の選定基準や評価により、新庁舎の建設地を**現庁舎敷地内**とすることとしました。



候補地概要

候	補	地	住 所	現	況	面 積	都市計画用途()
現 庁	舎 敷	地	大樹町東本通 33 番地	庁舎・駐車場		1.38ha	第 1 種住居地域	
旧特別養護老人ホーム敷地		人	大樹町栄通 29 番 地 11 他	宅地 (未利用)		1.05ha	第1種住居地域	

第1種住居地域(建ペい率60/100、容積率200/100、延床面積(事務所)3,000㎡以内、 現庁舎敷地の場合、現庁舎建物の1.2倍の約4,000㎡まで可能)

【位置図】





建設地選定の基準

ア 利用者の利便性

町民をはじめ来庁者が、わかり易く、利用しやすい場所とする。

イ 防災拠点

防災拠点として水害など自然災害に対して安全性が確保される場所とする。

ウ 建設経費抑制

町の財政負担を抑制するため、仮庁舎を必要としない場所とし、既存の公共施設の活用を考慮する。

エ 町づくり計画

総合計画、都市計画など町づくりの計画を踏まえて、建設地として適している場所とする。



候補地の評価

選定基準	現 庁 舎 敷 地 旧	日特別養護老人ホーム敷地
利用者の利便性 防 災 拠 点	・国道沿いで町外者がわかり易い・	・市街中央地区にあり、町民が歩いて来庁可能・国道から離れており、町外者に、わかりにくい・水害(自然災害)の恐れがない
建設経費抑制	・柏木町車庫や庁舎の案内看板の継・続利用が可能・現庁舎の一部を災害備蓄庫等として利用可能	・福祉センターの会議室を庁舎会議室 として利用可能
町づくり計画	ビス中核のゾーンと しており、計画に合致して いる	・都市計画など各種計画で、まちづく り重点地区、特に福祉ゾーンとして 病院や特別養護老人ホームなどの公 共施設があり、福祉目的の施設が集 約している

現庁舎敷地とした理由

次の理由により現庁舎敷地を新庁舎建設地としました。

ア 利用者の利便性

町民に慣れ親しまれていること、また、町外からの来庁者は、交流人口の増加や航空宇宙事業の 進展により、今後も増えることが予想され、国道沿いにあった方が、場所がわかり易く、道路・ 交通事情もよいことから現庁舎敷地の方が優れていること。

イ 防災拠点としての適性

現庁舎敷地については、過去から水害等の自然災害発生時に被災せず、防災拠点等として安全性が確保されていること。

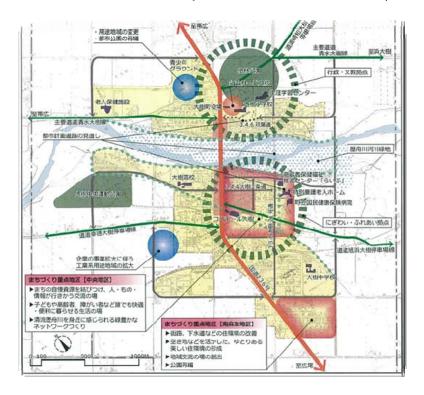
ウ 町づくり計画の遵守

利用者の利便性や防災拠点としての適性を含めて、現庁舎敷地は都市計画マスタープランで行政サービス核(行政ゾーン)として位置づけされており、町づくりの計画どおり進めるべきである。

また、旧特別養護老人ホーム敷地についても町づくりの計画どおり福祉目的の施設用地に供するべきである。



町づくり計画のゾーンニング図 (大樹町都市計画マスタープラン)



5 新庁舎の建設規模について

町では、新庁舎の建設規模(延床面積)について、現庁舎の課題点や将来の町の人口規模に対する職員数などを見据え、必要最小限の建設面積とし、2,500㎡を基本とすることとしました。

建設規模については、次の2項目を基準とし判断しております。

必要最小限の建設面積による建設費用の抑制について

管内町村の庁舎面積、庁舎の職員数とを比較しても、現庁舎面積(3,178㎡)から建築面積の縮小は可能と判断しました。

建設面積については、大樹町庁舎改築等検討委員会などで議論している2,500㎡から2,700㎡を基本として、新庁舎の勤務職員数、現庁舎における用途別利用状況、建設費の財源として見込む公共施設等適正管理推進事業債の基準(35.3㎡に職員数を乗じた面積)などにより判断しました。

ただし、面積の算定にあたっては、議場の構築方法(専用議場か多目的議場)など議会関連の施設の配置状況が建設面積に影響を及ぼすことから、議会関連の施設については、町議会と相談の上、進めることを前提としています。

【管内自治体庁舎面積と職員数】

項 目	大 樹 町	A 町	В 町	C III	D 町	E 町
庁舎延床 面 積	3,178m²	2,651m²	2,677 m²	2,345 m²	3,110m²	2,872 m²
職員数	76人	80人	66人	65人	78人	66人



新庁舎における勤務職員数等の見込みについて

新庁舎における職員数は、76名(現在数)

当町は、住民課や企画商工課など6課2事務局が現庁舎を事務所とし、教育委員会は生涯学習センター、保健福祉課は、高齢者保健福祉推進センターを事務所としています。

新庁舎建設時に、保健福祉課を集約して窓口の一本化を行い、利用者の利便性向上を図ることも検討しました。

しかし、高齢者保健福祉推進センターなどの施設は、現庁舎と比較して築年数が20年しか経過していないため、建物として支障はなく、また、保健福祉課を新庁舎に集約することとなると、新庁舎の面積増加による施設建設費が増額となることから、現在の体制を維持することを基本としました。

新庁舎における職員数は、現役場庁舎に勤務する職員、76名(内、臨時職員等は5名)と時代の変化に応じて、庁舎外から係単位で集約化が行えることや、地域おこし協力隊員など雇用期間を限定しての増員はあることを考慮しても、現在の職員数を超えることはないと判断し、現在の76名を見込んでおります。

議会議員数については、大樹町議会の議員の定数を定める条例の12名としております。

【課別の役場庁舎における職員数】

平成30年4月1日現在

課				名	職	員	数	臨時職員数
特		別		職			2名	
総		務		課		1	1名	1名
企	画	商	I	課		1	0名	2名
農	林	水	産	課			8名	
住		民		課		1	8名	
出		納		課			2名	1名
建	設	水	道	課		1	4名	
農	業	委	員	숤			3名	1名
議	슷	事	務	局			3名	
合				計		7	1名	5名



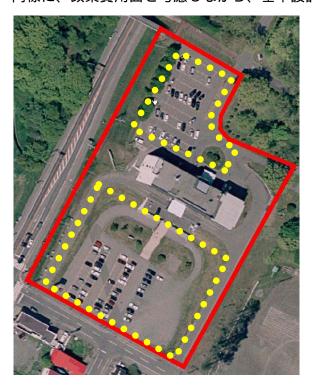
6 新庁舎の建設について

新庁舎の建設位置について

新庁舎の建設位置については、現庁舎の南側又は北側に建設することで進めます。

今後、プロポーザル方式により新庁舎、駐車場など外構設備等のレイアウトについて提案を受けた上で決定します。

また、現庁舎の1階部分を残し、災害時の食料などの備蓄倉庫、書庫や木質ボイラー設置場所などとして活用することが可能であるか、また、現庁舎の南側に位置する公用車用の車庫についても同様に、改築費用面を考慮しながら、基本設計等の中で利活用するか検討を進めます。



【新庁舎予定位置と現庁舎位置】

現庁舎南側

現庁舎北側

現庁舎

赤枠は現庁舎敷地 (東本通33番地等)

新庁舎の規模及び機能等について

新庁舎については、住民サービスの充実や町の行政機構などを考慮した結果、延床面積2,500m程度として建設を計画しております。

構造や階層(2階か3階を想定)などについては、新庁舎の建設位置と同様に、プロポーザル方式による提案を受けた上で決定します。

新庁舎の機能については、エレベーター、多機能トイレ設置などユニバーサルデザイン機能の導入や環境に配慮した建物など、2ページの「新庁舎建設の基本的な考え方」に基づいて整備する予定です。

また、町内の民間事業者の事務所が老朽化により、改築時期を迎えていることから、新庁舎内に事務所として、借入れしたいとの打診を受けているため、現段階では継続協議とし、基本設計の段階で 当該事業者等と協議して決定します。 現段階では、民間事業者の事務所として、延床面積450㎡程度を想定しており、総延床面積は2,950㎡を見込んでいます。

外構工事では、来庁者用駐車場を43台分(内、障がい者専用3台)、公用車用や職員用駐車場105台分などを整備する予定です。

建設費と建設費財源

ア建設費

新庁舎建設工事費として14億5千万円を見込んでいます。(外構工事や現庁舎解体費等は別途)

ただし、建設工事費は平成28年時点での試算であり、町が公共施設に導入を計画している 木質ボイラーの費用を含めていないこと、また、建設開始年度である平成32年度までには、 建設資材価格や人件費の変動が予想されることから、現在の見込額を上回ることも想定されま す。

イ 財源

財源としては、起債や基金などを見込みます。

起債(公共施設等適正管理推進事業債)

1,042,000千円

基金・一般財源

408,000千円

7 建設までのスケジュール

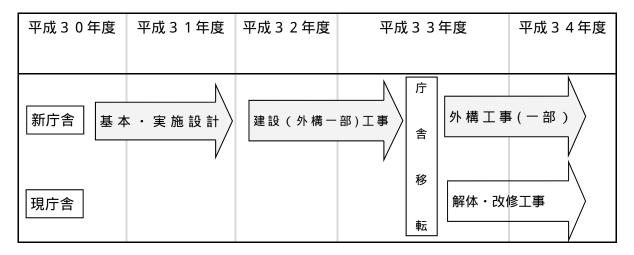
新庁舎の供用開始を平成33年度とし、それに向けた事業スケジュールの概略は次のとおりです。

・平成30年度から平成31年度 基本・実施設計

・平成32年度から平成33年度 建設工事(庁舎・外構一部)

・平成33年度 新庁舎供用開始

・平成33年度以降 現庁舎解体・外構工事一部など



【作成】大樹町

【担当窓口】大樹町総務課総務係

: 01558-6-2112

e-mail: soumu-kakari@town.taiki.hokkaido.jp